

広島県告示第百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）第四十条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第一項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十五号）第三十四条（第五十二条、第六十六条及び第八十四条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第八十五条第四項の規定に基づき、知事が定める離島その他の地域を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス及び障害福祉サービスに係る知事が定める離島その他の地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）第一号、第三号及び第六号に定める厚生労働大臣が定める離島その他の地域とする。